

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾（以下、「当法人」という~~す~~）の美容ボランティア活動に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（美容ボランティアの定義）

第2条 美容ボランティアとは、当法人の定款に定める目的を達成するために、次の活動を行う人を言う。

- ・高齢者施設などでの活動（ハンド&ネイルケア、メイクなど）
- ・高齢者の居場所づくり（交流の場）
- ・美容講座などでの活動
- ・地区開催のイベント等での活動

（美容ボランティアの活動について）

第3条 美容ボランティア活動を行うには、当法人のプライマリー講座（入門講座）を受講した上で、「ボランティア登録書」を提出しなければならない。

- 2 講座終了後、希望者はプラチナ美容塾の活動の場を体験する
- 3 「高齢者施設訪問」継続希望の場合は、訪問施設を当法人と相談して決定する。施設担当は1施設当たり、2名を基本とするが、状況により人数は変動する
- 4 3項以外の活動は、本人の希望により当法人と相談の上決定する

（高齢者施設訪問美容ボランティア活動の準備物について）

第4条 美容ボランティア活動に必要なハンド及びネイルケア品、コスメ等の用具は当法人が用意する。但し、ティッシュ・コットン等の消耗品は、美容ボランティアが用意する。なお、美容ボランティアはハンド及びネイルケア品、コスメ等の使用状況を確認し、不足の場合は担当理事に報告し、補充しなければならない。

（美容ボランティア活動の報告義務）

第5条 高齢者施設訪問美容ボランティアは、施設での美容ボランティア活動終了後、活動内容を「美容ボランティア活動報告書」に記入し、施設に提出するとともに、会員グループ LINE に報告する。

(ボランティア保険)

第6条 美容ボランティア活動を行う者は、各自で、活動体験前に「ボランティア保険」に加入しなければならない。ボランティア保険料は各自の負担とする。

(美容ボランティア活動に対する交通費)

第7条 当法人は、美容ボランティア活動及び、施設での打ち合わせ等のための往訪は鉄道、バスの公共交通機関を利用するものとし、交通費の実費を支給する。ただし、1日の上限は500円とする。遠方での活動等、特別に配慮が必要な場合は事務局長の承認により実費全額を支給する。

- 2 イベントへの参加は準備などを含め1日につき2時間以上を原則とする。
- 3 前1及び2項にかかわらず、公共交通機関が不便な場所においては、事務局長の承認により自己所有車両を使うことができるものとし、交通費として、ガソリン代を支給する。ガソリン代は、走行キロ数10kmにつき100円を支給し、1日の上限を500円とする。なお、自己所有自動車の使用にあたっては、対物保険は5千万円以上、対人保険は1億円以上の自動車保険を付与しなければならない。
- 4 交通費は4~9月分は9月末日までに、10~3月分は3月末日までに請求するものとする。また、交通費の請求にあたっては、所定の「交通費精算書」により請求しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第8条 美容ボランティア活動にともない、知り得た他人の個人情報に関しては、一切他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

制定：平成29年10月12日

改訂：令和3年1月13日、施行：令和3年1月13日

令和6年1月30日